

個別検針集合住宅の事前協議書

	市整理欄	受付番号		
		受付日	年	月 日
		整理番号		
		水栓番号(親)		(口径 mm)
建物所在地	中津市			
集合住宅の名称	(階建 戸)			
住所	〒 —			
氏名	(所有者・管理者・入居者)			
連絡先電話番号	() (携帯番号)			

現 状	各戸、共用栓に個別の子メーターを設置していますか？	有 ・ 無
	検定満期(8年毎)に全ての子メーターの交換を行っていますか？	実施 ・ 無
	家主さんが一括して支払った水道料金を(各戸)子メーターの使用水量に応じて各世帯の料金を精算していますか？	実施 ・ 無
	建物内に店舗・事務所等のテナントがありますか？ 住宅部分のみを対象とした制度で、住宅部分の総使用水量が水道事業のメーターで直接計量確認できることが必要です。(給水系統がテナント部と分割されていることが必要です)	可 ・ 不可

※ 今まで3階建以上の集合住宅では水道事業(市)の親メーターで建物の使用総水量を検針し、一括で水道料金を請求してきました。個別検針集合住宅とは、**3階建以上で受水槽を設置している集合住宅を対象とし**、各戸に設置している子メーターを市が直接検針し、水道料金を各戸(世帯)に請求する制度です。その為には上記の他に次の条件整理や書類の提出が必要となります。

《メーター及び設備関係の主な条件》

メ ー タ ー ・ 設 備 関 係	計量法(新JIS)規格に適合した子メーターを各戸等に設置していますか？ (市が直接検針し、直接料金を請求するには法律等に適合したメーターを設置していることが必要です。)	有 ・ 無
	今後も故障や検定満期(8年毎)までに施設所有者の負担で子メーターの購入・交換を行っていただくことが必要となります。 (親メーターは今まで同様に水道事業で検定満期取替をいたします。)	可 ・ 不可
	各戸の子メーターでの水量検針や開閉栓業務の作業が支障なく行える位置に(戸別の子メーターや戸別の止水栓)の設置が必要となります。 (市職員や市委託者が通常の検針や各入居者の入居、退去時等に建物内の共用スペースに入り、個別検針と止水栓での開閉栓をおこないます。)	可 ・ 不可
	オートロック(鍵)等で共用部分への入室を制限している場合は(前述の作業を行うため)解除方法の提供が必要となります。	可 ・ 不可
	親メーター以下の配管図の提出が必要となります。 (特に各戸の子メーター・各戸の止水栓の位置の分る図面が必要となります。)	可 ・ 不可

《入居者関係の主な条件》

入 居 者 関 係	入居者全員の同意を得ることが必要となります。	可 ・ 不可
	入居者全員の水道料金口座振替の手続きが必要となります。	可 ・ 不可
	設備管理者(立会、契約・維持管理の履行等の代表者)の選任が必要となります。	可 ・ 不可

※その他:契約書、個別の開閉栓申込書等の書類が必要となります。